

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9-1 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における推進体制

① 中心市街地活性化を担当する組織

本市は、平成19年4月に産業局内に「中心市街地活性化推進室」を設置し、関係部局と調整を図りながら、計画の推進体制を強化するとともに、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行う。

② 中心市街地活性化基本計画策定会議・幹事会の設置

前計画を総括的に評価するとともに、新計画策定に向け定例局長会議で重要案件として報告するとともに、必要に応じ当会議終了後(策定会議)に取組み内容等を説明する。また、関係課で組織する幹事会を開催し、実務レベルで検討を行う。

● 定例局長会議(中心市街地活性化基本計画策定会議)の構成

役 職
市長、副市長(兼都市拠点整備本部長)、副市長、代表監査委員、教育長、医監、防災審議監 スポーツ監、市長公室長、総務局長、財務局長、市民局長、環境局長、健康福祉局長 健康福祉局理事、観光交流局長、産業局長、都市局長、建設局長、下水道局長 会計管理者、都市拠点整備本部副本部長、水道事業管理者、消防局長、議会事務局長

● 中心市街地活性化基本計画策定会議幹事会の構成

区 分	役 職
幹事長	商工労働部長
副幹事長	産業振興課長
幹 事	企画政策推進室主幹、新総合計画推進室主幹、地方創生推進室主幹、 市民活動推進課長、保健福祉政策課主幹、観光企画課長、 観光振興課長、文化国際課長、姫路城総合管理室特別史跡管理担当主幹 都市計画課長、まちづくり指導課長、住宅課主幹、交通計画室主幹 道路総務課長、道路管理課長、街路建設課長 姫路駅周辺整備室管理担当主幹、姫路駅周辺整備室区画整理担当主幹 文化コンベンション施設整備室運営企画担当主幹 文化コンベンション施設整備室整備担当主幹
事務局	産業振興課 中心市街地活性化推進室

(開催状況)

年月日	会 議(内 容)
平成31年2月 4日	第1回策定会議(庁内検討体制)
平成31年2月19日	第1回幹事会(庁内検討体制・策定スケジュール他)
平成31年4月19日	第2回幹事会(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和元年5月13日	第2回策定会議(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和元年8月29日	第3回幹事会(新計画素案他)
令和元年10月7日	第3回策定会議(新計画素案他)

9-2 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 姫路市中心市街地活性化協議会の設置について

平成20年11月11日に(株)まちづくり姫路、姫路商工会議所が中心となり、「中心市街地の活性化に関する法律」第15条に基づく姫路市中心市街地活性化協議会を設立した。

協議会では、前計画ならびに新計画及びその実施に関する必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関する必要な事項を協議する。

① 構成員

(令和元年8月現在)

役 職	所属団体名	役職名
会 長	姫路商工会議所	会頭
副会長	姫路市	副市長
	(株)まちづくり姫路	取締役
委 員	(株)赤鹿建設	代表取締役社長
	阿比野建設(株)	代表取締役社長
	(株)伊勢屋本店	代表取締役社長
	大阪ガス(株)	姫路地区支配人
	大手前通り街づくり協議会	会長
	小溝筋商店街振興組合	代表理事
	(株)銀ビルストアー	代表取締役
	ゴダイ(株)	執行役員開発本部本部長
	(株)山陽百貨店	代表取締役社長
	神姫バス(株)	代表取締役会長
	NPO法人スローソサエティ協会	理事長
	但陽信用金庫姫路支店	支店長
	(株)南極	取締役
	西二階町商店街振興組合	理事長
	(株)白鷺陣屋	代表取締役
	(株)ハトヤ	取締役会長
	播州建材(株)	代表取締役社長

委 員	播州信用金庫駅前支店	支店長
	姫路駅西地区まちづくり協議会	会長
	(株)フェスタ	代表取締役専務
	姫路駅前商店街振興組合	理事長
	姫路駅前通商店会	会長
	姫路おでん協同組合	理事長
	NPO法人姫路コンベンションサポート	理事長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
	姫路市商店街連合会	会長
	姫路商工会議所女性会	会長
	姫路城下町街づくり協議会	
	姫路信用金庫	総務部長
	姫路不動産(株)	代表取締役会長
	姫路御幸通商店街振興組合	理事長
	ヤマサ蒲鉾(株)	代表取締役社長
	(株)ヤマトヤシキ	
監 事	大手前通り街づくり協議会	会長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事

②規約

姫路市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 姫路商工会議所および株式会社まちづくり姫路は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号、以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 本会は姫路市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 協議会は、法の規定により姫路市が作成しようとする基本計画、ならびに、認定基本計画、および、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 姫路商工会議所

(2) 株式会社まちづくり姫路

(3) 姫路市

(4) 法第15条第4項第1号および第2号に規定する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、または、なくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

(委 員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長および副会長)

第7条 会長、副会長は、委員の中より選任する。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時ならびに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

(事務所)

第11条 協議会の事務所は、姫路商工会議所内に置く。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

(収入および支出)

第13条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金、寄付金およびその他の収入による。

- 2 会費については、別途定める。
- 3 協議会の支出は、調査費、会議費、事務費、その他運営に要する経費とする。

(監 査)

第14条 協議会の運営および出納等を監査するため、監事2名を置く。

- 2 監事は、会長が指名する。
- 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長および副会長、ならびに各委員に報告しなければならない。

(除 名)

第15条 構成員が、協議会の名誉をき損し、または協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。

- 2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(解 散)

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

(附 則)

- 1 この規約は、平成20年11月11日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

③会議等執行状況

年月日	会議(内容)
平成20年11月11日	第1回総会(設立総会)
平成21年6月16日	第2回総会(20年度事業報告及び収支決算、21年度事業計画及び収支予算等)
平成21年8月12日	第3回総会(前々計画に対する意見等)
平成22年6月1日	第4回総会(21年度事業報告及び収支決算、22年度事業計画及び収支予算等)
平成23年3月23日	第5回総会(役員選任)
平成24年3月9日	第6回総会(22年度事業報告及び収支決算、23年度事業計画及び収支予算等)
平成24年6月29日	第7回総会(23年度事業報告及び収支決算、24年度事業計画及び収支予算、中活計画中間報告等)
平成24年10月22日	第8回総会(前々計画変更等)
平成25年3月14日	第9回総会(前々計画変更等)
平成26年3月31日	第10回総会(24年度事業報告及び収支決算、25年度事業計画及び収支予算、前々計画変更等)
平成26年7月30日	第11回総会(25年度事業報告及び収支決算、26年度事業計画及び収支予算、前計画策定等)
平成26年10月23日	第12回総会(前計画・前々計画変更に対する意見等)
平成27年6月25日	第13回総会(26年度事業報告及び収支決算、27年度事業計画及び収支予算、前計画に対する意見等)
平成27年10月23日	第14回総会(前計画に対する意見等)
平成28年7月5日	第15回総会(27年度事業報告及び収支決算、28年度事業計画及び収支予算等)
平成28年10月17日	第16回総会(前計画に対する意見等)
平成29年2月8日	第17回総会(前計画に対する意見等)
平成29年7月31日	第18回総会(28年度事業報告及び収支決算、29年度事業計画及び収支予算等)
平成30年2月9日	第19回総会(前計画に対する意見等)
平成30年4月24日	第20回総会(29年度事業報告及び収支決算、30年度事業計画及び収支予算等)
平成30年6月20日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)
平成31年2月18日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)
令和元年7月16日	第21回総会(30年度事業報告及び収支決算、31年度事業計画及び収支予算等)
令和元年10月1日	第22回総会(新計画に対する意見等)
令和2年2月21日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)

年月日	会議(内容)
令和2年4月22日	第23回総会(元年度事業報告及び収支決算、2年度事業計画及び収支予算等)
令和3年1月25日	第24回総会(新計画変更に対する意見等)
令和3年5月13日	第25回総会(新計画変更に対する意見等)
令和4年4月26日	第26回総会(令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画及び収支予算等)
令和5年1月11日	書面による意見聴取(新計画変更に対する意見)
令和5年7月4日	第27回総会(令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画及び収支予算等)
令和5年12月27日	第28回総会(新計画変更に対する意見等)
令和5年5月9日	第29回総会(令和5年度事業報告及び収支決算、令和6年度事業計画及び収支予算等)

④新計画に対する意見

姫路市中心市街地活性化協議会
会長 齋木 俊治郎

第3期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

標記の件について、本協議会は、2019（令和元）年10月1日開催の総会において協議した結果、第3期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）は概ね適切であると考えます。なお、第3期基本計画（素案）が一層の中心市街地活性化に寄与されるよう、下記の意見を申し添えます。

1. ヤマトヤシキ姫路店跡再開発計画への支援について

中心市街地の中心部に位置するヤマトヤシキ姫路店跡地（昨年2月閉店）について、街なかの回遊を高める拠点となり得ることから、引き続き行政・経済界から賑わい創出機能を配置するよう要望するとともに、再開発計画への支援が必要となった場合は、基本計画に追加できるよう柔軟な対応が必要と考えます。

2. エリアマネジメントの推進について

姫路駅北賑わい交流広場に加え、大手前通り再整備工事が完了した南工区を中心に、地域の魅力向上に向けた取り組みが開始しているが、全国において先行してエリアマネジメントに取り組む団体等は、組織運営を担うエリアマネージャーの確保や育成等が課題となっている。

ついては、高度な知識を有する人材の招聘や育成を行う上での予算確保等、具体的な事業を計画に明記する必要があると考えます。

更に、今後、これらエリアマネジメントの取り組みを持続的に推進していくためには、現在エリアマネジメントに取り組む団体だけでなく、中心市街地の多様な関係者を巻き込み、それぞれが認識するエリアマネジメントの考えや思い、課題等を共有した上で進めることが重要と考えます。

ついては、まちづくり関係者をはじめ商店街、姫路市、商工会議所等も含めエリアマネジメントの認識や将来のあり方等を共有する場を設置する必要があると考えます。

3. おもてなし向上のための観光インフラの充実について

来訪者の更なる満足度向上のため、国際観光都市として各国から観光客を受け入れる上でのおもてなしの充実に向け、多言語標記の観光案内版の設置やサイネージの導入等、観光インフラ（無料Wi-Fiも含む）の充実が必要であると考えます。

また、これら観光インフラの充実は、災害時等の帰宅困難者対策や外国人観光客の情報源となり、多言語での避難誘導をはじめ、きめこまかい情報提供等が可能となります。

ついては、情報発信を強化する上で必要な案内板の設置やサイネージ導入のための予算確保等、具体的な事業を基本計画に反映する必要があると考えます。

4. 安心して街なかを回遊できる環境整備について

中心市街地では姫路城観光をはじめ、現在整備中の姫路市文化コンベンションセンターや県立はりま総合医療センター（仮称）といった都市福祉施設の整備により、観光客だけでなく、足の不自由な方や子育て世代の方等、老若男女、様々な方が来街されることが想定されます。

ついては、車いすや歩行器・ベビーカー等の利用者が回遊しやすい環境づくりに努め、街なかを一体的にバリアフリー化するとともに、他都市で取り組まれている車椅子無料レンタルサービス等、受け入れ体制の整備もあわせて検討する必要があると考えます。

以上

9-3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

本市における人口、商業、公共交通、観光等に関する統計データの把握・分析を行い、「1-3 中心市街地の現状分析」において、記載している。

②地域住民のニーズの客観的な把握・分析

中心市街地活性化に関する市民アンケート、まちなか来街者調査、中心市街地マンション居住者意識調査にて、地域住民のニーズの把握・分析を行い、「1-4 地域住民等のニーズ把握」において、記載している。

③前基本計画に基づく取組みの把握・分析

前基本計画の事業実施の状況や目標積算事業の評価を行い、「1-2 前計画の取組み・検証」において、記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①各種団体との連携

基本計画に基づく各種事業を円滑に推進していくためには、様々な主体が連携を図る必要がある。新計画においても、商店街、商工会議所、市民団体、観光コンベンションビューロー、民間事業者と姫路市が連携・調整を図りながら、事業を推進していく。

②パブリックコメントの実施

本計画の素案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和元年10月18日から令和元年11月18日までの間、パブリックコメントを実施した。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

10-1 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」(平成21年3月策定)

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」は、地域特性や地域資源に着目した独自の都市経営戦略として「新しい都市づくりを進める方策＝姫路スタイル＝」を設定している。

この姫路スタイルを実現するための「推進エンジン」として、以下の4つを打ち出しており、このうちの1つが「コンパクトシティの推進」である。



●姫路市総合計画における「姫路スタイル」のイメージ

本市は、これまで市内各地域に同じような都市機能や利便施設を配置し、市内どこでも同等の生活利便性が得られることを基本に都市づくりを進めてきたが、近年、多くの地方都市と同様に、地域コミュニティ意識や地域福祉を支える連帯感の希薄化、市街地の拡大による公共投資や維持管理費の増大、中心市街地の相対的な活力の低下等、様々な都市問題が顕在化している。このような状況に適切に対応するため、コンパクトシティの考え方を取り入れた都市づくりへと転換していくこととした。

このため、地域生活圏ごとに日常生活に必要な機能を充実することにより、生活利便性を確保するとともに、姫路駅周辺を中心とした中心市街地においては、高次都市機能を集積することで活性化を図る。さらに、この地域生活圏相互や都心部への移動利便性を向上することにより、交流と連携を促進し、市民生活の質の着実な向上と持続可能な都市の実現を目指すこととしている。

姫路スタイル・コンパクトシティ ＝効率的で効果的な都市経営の考え方＝

あるもの活用

多核連携型都市構造

地産地消・地産地活

■コンパクトで充実した地域生活圏

- ①核を中心とした特色ある生活圏の形成
- ②基礎的な日常生活を充足できる機能の配置
- ③地域間連携による機能の相互補完
- ④交通結節機能の向上

交流・連携

■高次機能を有する都心部

- ①高次都市機能が集積した都心部の形成
- ②快適で賑わいある公共空間の創出
- ③都心型産業の創出
- ④地域交流、広域交流が融合したコミュニティの確立

生活の質(QOL)の向上

持続可能な都市の実現

目指すべき
都市像

生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路

一般的な コンパクトシティ

- ・都市機能を中心市街地に集中させ、街なか居住を促進し、歩いて生活できる生活圏域を設定
- ・辺縁部は自然環境の保全が主眼

市域

辺縁部(自然環境の保全)

都市機能の集中

中心市街地

都市機能の集中

辺縁部(自然環境の保全)

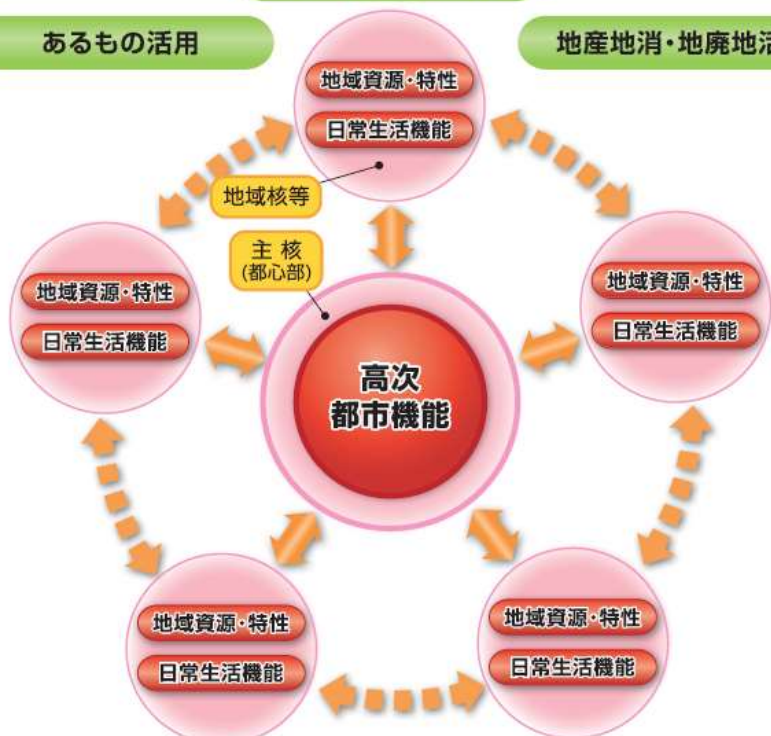
姫路スタイル・コンパクトシティ ＝コンパクトな都心部と地域生活圏の充実＝

地域連携によるコンパクトシティのイメージ

多核連携型都市構造

あるもの活用

地産地消・地産地活



(2) 姫路市立地適正化計画(平成29年3月策定)

立地適正化計画は、将来にわたり持続可能な都市構造を構築するため、公共交通の充実を図りながら生活利便性を維持し、現在の暮らしやすさ、経済活力を守ることが目的とする。各拠点地区の中心となる鉄道駅等から徒歩や自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通機能、都市機能増進施設等の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している地域で、市街化区域内に定めることとなっている。

姫路市立地適正化計画は、都市機能誘導区域の設定により、一定規模以上の都市機能増進施設を誘導区域内へ立地することを促進する。都市機能誘導区域及び準都市機能誘導区域には、都市機能誘導拠点として、「中心拠点」「副次拠点」「地域生活拠点」「生活拠点」が定められている。

なお、JR姫路駅、山陽電鉄姫路駅がある中心市街地は「中心拠点」に選定されている。「中心拠点」は、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点として定義されている。

■立地適正化計画で選定した都市機能誘導拠点

拠点種別	拠点の区分	選定した拠点
中心拠点	播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点	JR姫路駅、山陽姫路駅 周辺
副次拠点	広域交流及び地域間交流における交通結節機能や中心拠点を補完する都市機能が充実している拠点	山陽網干駅、山陽飾磨駅 JR野里駅 周辺
地域生活拠点	地域の玄関口として交通結節機能等、日常生活を支える機能が充実している生活拠点	JR網干駅、山陽広畑駅、山陽白浜の宮駅、JR御着駅、JR余部駅、JR香呂駅、山陽大塩駅、JR英賀保駅、JRはりま勝原駅、JRひめじ別所駅 周辺
生活拠点	公共交通のアクセス性が確保され、隣接市町も含めた市街化調整区域の中心となっている生活の拠点	JR溝口駅、林田出張所 周辺

①都市機能増進施設

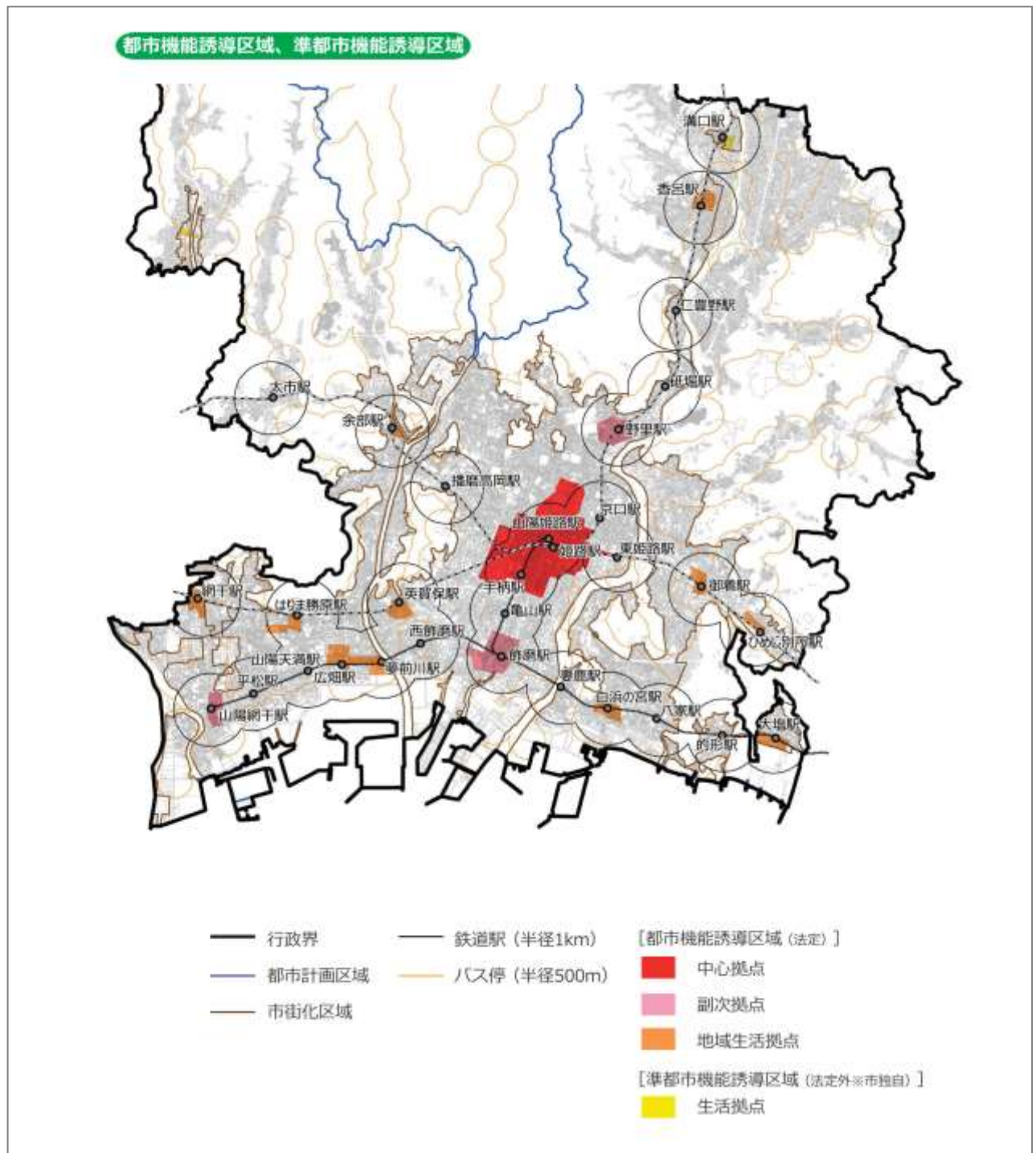
中心拠点における都市機能増進施設は、商業施設や医療施設等の市民生活のために必要な施設で、将来人口が減少し都市機能が低下しても、市民の生活利便性を維持するため、各都市機能誘導区域内には必ず確保しておく一定規模以上の施設としている。

機能	都市機能増進施設
商業機能	百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業 上記のうち、商業床面積が10,000㎡を超えるいずれかの店舗
医療機能	病院
金融機能	銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫 上記のうち、いずれかの施設

②高次都市機能増進施設の設定

中心拠点、播磨圏域の中核としての役割を担っていることから、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も高次な都市機能増進施設として位置付けている。

医療機能	教育機能	文化・芸術機能	防災機能
3次医療提供病院	医療・福祉系専門学校	文化交流施設	広域防災施設



●都市機能誘導区域、準都市機能誘導区域図

10-2 都市計画手法の活用

本市では姫路スタイル・コンパクトシティの実現に向け、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、平成21年6月23日に都市計画を変更し、中播都市計画特別用途地区として、準工業地域(763ha)における大規模集客施設(「建築基準法」別表第二(か)項の建築物)の立地を制限するための大規模集客施設制限地区を定めた。

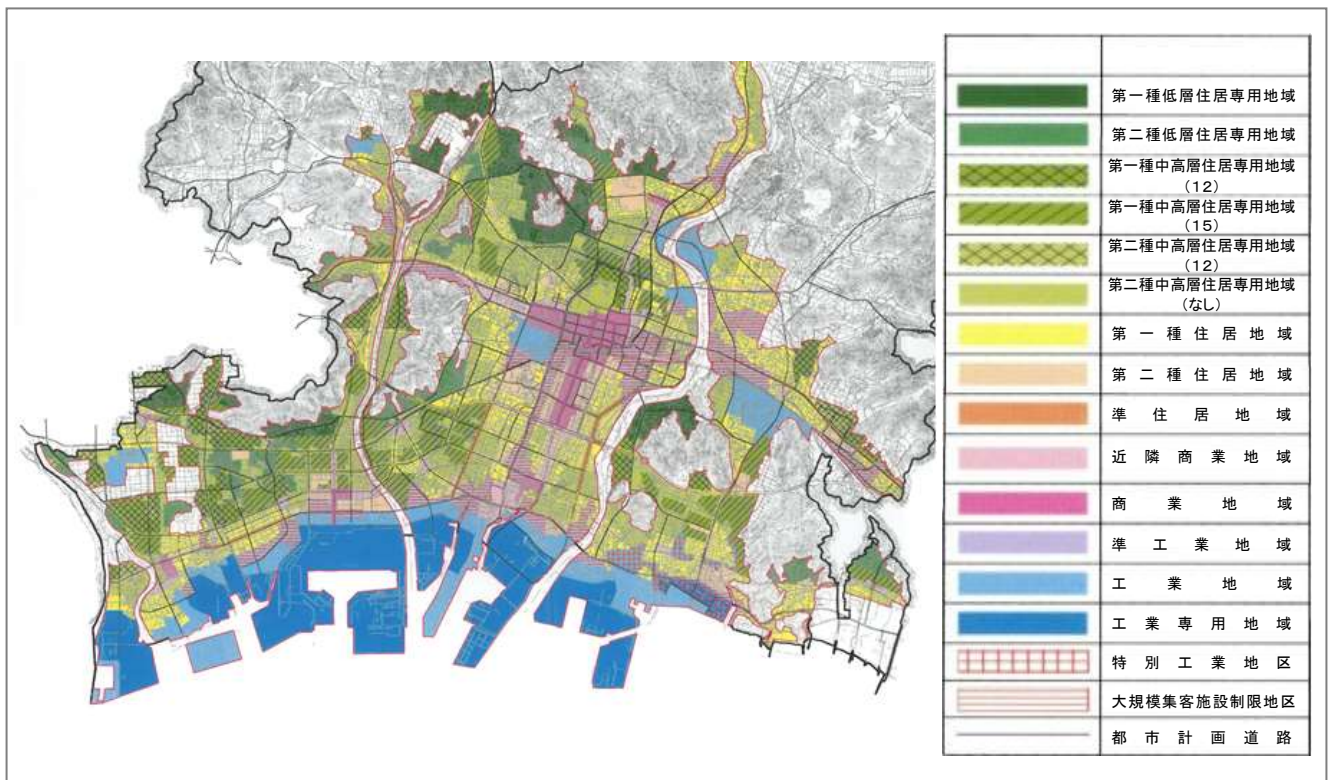
平成21年第3回姫路市議会定例会(9月開会)の議決を経て、「姫路市大規模集客施設制限地区建築条例」を制定し、平成21年10月8日に施行した。

(制限する用途)

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で、政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

(法手続き等の経緯)

平成21年1月・2月	地元説明会
2月	姫路市都市計画審議会(事前審)
4月	都市計画決定(変更)案の縦覧
5月	姫路市都市計画審議会(本審)
6月	都市計画決定(変更)告示
10月	姫路市大規模集客施設制限地区建築条例の公布、施行



●都市計画概要図

10-3 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

中心市街地及びその外縁部に立地する都市機能は、世界文化遺産・姫路城という最大の資源をはじめ、大規模小売店舗と商店街による商業機能や業務機能の集積を中心として、兵庫県姫路総合庁舎、駅前市役所、中央支所等の官公庁や白鷺小中学校、姫路市立美術館、姫路文学館、兵庫県立歴史博物館、市民会館等の教育・文化・コミュニティ施設、また、独立行政法人国立病院機構姫路医療センター、中央保健センター等の医療・福祉関連施設等、様々な都市機能が集積している。さらに、山陽新幹線や山陽本線をはじめとするJR4路線や私鉄が乗り入れ、バスのターミナルとなっている姫路駅及びその周辺は交通の一大結節点でもある。これらの集積を有効活用し、さらなる強化を図っていく。

(市内及び周辺の大規模小売店舗の立地状況)

中心市街地における店舗面積10,000㎡以上の大型店舗は、ヤマトヤシキ姫路店と姫路フォーラスが閉店したが、キャスティ21コアゾーンにおいて、ピオレ姫路、テラッソ姫路、マルイト姫路ビル等新規の大規模小売店舗が整備され、中心市街地の商業・宿泊機能の強化が図られている。

■ 中心市街地における大規模小売店舗(再掲)

	店舗名	業種	店舗面積	開店日	閉店
	ヤマトヤシキ姫路店	百貨店	17,051	S22.3	●
1	山陽百貨店	百貨店	27,488	S28.7	
2	銀ビルストアー(ボンマルシェ)姫路店	スーパー	2,990	S31.5	
3	むつみ家具	家具	2,980	S47	
4	板文 本館	家具	1,132	S47.3	
5	洋服の青山 姫路駅南本店	紳士服	1,096	S54.10	
	姫路フォーラス	専門店	14,652	S56.4	●
6	板文 ガレリア館	家具	1,484	H3.9	
7	ボンマルシェ大手前店(スクエアビル)	スーパー・本・CD	2,988	H17.5	
	プリエ姫路	ショッピングセンター	5,613	H20.12	※
8	イオンタウン姫路	ショッピングセンター	13,007	H23.2	
9	ピオレ姫路	ショッピングセンター	13,172	H25.4	
10	テラッソ姫路	ショッピングセンター	6,873	H27.7	
11	マルイト姫路ビル	ホテル・ショッピングセンター	5,260	H30.3	

(資料: 大店立地法届出)

※プリエ姫路は平成25年4月30日をもってピオレ姫路へ統合

10-4 都市機能の集積のための事業等

中心市街地は、姫路城の城下町から戦後の戦災復興を経て、商業・業務を中心に様々な都市機能を集積してきた。これらを礎として「にぎわい」の創出と「活力」の増大に向け、新たな都市機能の集積を積極的に図る。

○市街地の整備改善のための事業

- ・駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)
- ・姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業
- ・姫路駅周辺土地区画整理事業

○都市福利施設の整備のための事業

- ・姫路市文化コンベンションセンター整備事業
- ・県立はりま姫路総合医療センター(仮称)整備事業

○居住等機能集積のための事業

- ・駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(再掲)
- ・姫路市文化コンベンションセンター整備事業(再掲)
- ・姫路駅周辺土地区画整理事業(再掲)

○商業等機能集積のための事業

- ・中心市街地商店街空き店舗対策事業
- ・リノベーションまちづくりの推進
- ・大手前通りエリア魅力向上推進事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

11-1 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 基本計画における実践的・試行的な活動

① 大手前通りの利活用

『まち・暮らし・踊る リバブルストリート』

～人々の暮らしとエリアの個性の“滲み出し”が彩る大手前通り～

○ 大手前通りの滞留空間について

大手前通り再整備工事では、歩道を歩行者、自転車、滞留空間の三つに分割し、中央部にウッドデッキやベンチ等を設け滞留できる空間となるよう整備を行った。この滞留空間はイベント等での活用が可能となり、電気や水道等のインフラ設備も追加されている。

新たに整備が完了した大手前通りを利活用していくため、沿道協議会である大手前通りまちづくり協議会「大手前みらい会議」が設置された。今後、日常的なにぎわい、憩う空間となるよう活用チャレンジを行い、大手前通りの将来ビジョンをとりまとめていく予定である。

○ 現在の課題とポテンシャル

沿道の低層部には飲食店や物販店といった用途が少なく銀行やオフィスが多いため、通りを歩いてにぎわいのある場所になっていない。また、大手前通りは姫路城と姫路駅を結ぶ来街者の主動線であり、質の高い空間整備ができている一方で、道路や街に開かれた建物1階の用途が少なく、通りの使い方や沿道に対する関わり方のデザインができておらず、単なる歩道空間となっていることが課題である。



● 大手前通りの利活用イメージ

○大手前通り活用チャレンジ2019「ミチミチ」～食とクラフトに出会う秋の散歩道～

企画主旨 : 今後の大手前通りの利活用を具体的に想定した活用チャレンジを行う。

日 時 : 令和元年11月の1ヵ月間

場 所 : 大手前通り(十二所前線～国道2号線のウッドデッキ・滞留空間等)

内 容 : 沿道ビルオーナーやテナント事業者が中心となった大手前みらい会議(OMK)が、大手前通り周辺で働く方、訪れる方、そして観光客の方を姫路のおいしい「食」や魅力的な「マルシェ」でおもてなしをする。期間中は週末を中心に、多くのくつろぎ空間と飲食の出店や物販マーケットが大手前通りを彩る。

主 催 : 大手前みらい会議(OMK)

サポートー有限会社ハートビートプラン/はりま家守舎株式会社

まちなか広場研究所/SOCI株式会社

支 援 : 姫路市

②リノベーションまちづくり

近年、全国各地でリノベーションまちづくりの取組みが進められ、その結果、多くの物件が再生されるとともに、新たなにぎわいと雇用が生み出され、エリアの価値が高まるといった成果が見られている。本市においても、商店街の空き店舗の活用により、中心市街地エリアの活性化に大きな効果があると考えられることから、講演会等を開催し、姫路のまちにおいてリノベーションまちづくりに対する理解を深めることで、実践に向けた機運を高め、空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。

【開催内容】

1)平成27年度 リノベーションまちづくり講演会

日 時 : 平成27年11月25日(水) 19時00分～21時00分

会 場 : 姫路市市民会館 中ホール

趣 旨 : 近年、全国各地でリノベーションまちづくりの取組みが進められており、本市においても、中心市街地商店街の空き店舗の活用により、中心市街地活性化に大きな効果があると考えられることから、リノベーションまちづくりの第一人者である清水義次氏を講師にお招きし、「リノベーションまちづくりによるエリアの再生」と題して、リノベーションまちづくりに関する講演会を開催する。

講 師 : 清水義次氏(株式会社アフタヌーンソサエティ 代表取締役)

2)平成28年度 リノベーションまちづくり講演会

日 時 : 平成29年3月13日(月) 19時00分～21時00分

会 場 : 姫路キャスパホール

概 要 : なぜ、今リノベーションまちづくりなのか。姫路のまちの人たちが「視点」を変え、まちの「つかいかた」を変えることで、住みたい人・起業したい人・店を開きたい人たちに選ばれる“まち”を一緒に育むことを目指し、そのヒントや役立つ情報・内

容を講師から紹介する。また、姫路・野里商店街でリノベーションを実施しているメンバーによる事例紹介を行う。

講 師 : 大島芳彦氏(株式会社ブルースタジオ 専務取締役)

事例紹介 : 街's create(マチヅクリエイト)メンバー (現 はりま家守舎株式会社)

3)平成30年度「中小企業等支援人材育成事業(中心市街地活性化普及促進事業)」

特定テーマ型実地研修－特別編①(姫路市)－(経済産業省委託事業)

日 時 : 平成31年2月1日(金)～2月3日(日)

テ ー マ : 「姫路駅西地区を対象にしたリノベーション(空き地・空き店舗等)」

会 場 : NPO法人姫路コンベンションサポート「コワーキングスペース電博堂」

趣 旨 : まちづくりに関する新規事業をいくつも創り上げてきた講師とともに、姫路駅の西地区にある空き地や空き店舗を活用し、地域にこれまでなかった新たな事業や取組みを検討する。ここで検討した事業や取組みの構想については、研修終了後も、「一般社団法人ひとネットワークひめじ」と連携し、継続して検討を進める。研修だけに留めず、姫路市をフィールドに新たな事業を創出していく研修とする。

講 師 : 服部 彰治 氏(札幌大通まちづくり株式会社 取締役 統括部長)

内 容 : ガイダンス、講義、ディスカッション、現地視察、グループ検討、プレゼンテーション



11-2 都市計画等との調和

中心市街地の活性化は、以下のとおり上位計画等との整合性をもって進められている。

①姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」(平成21年3月策定)

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」では、「中心市街地の活力維持と向上のための取組みを行うことが急務」とされており、4つの基本目標のうち、「風格と活力ある歴史文化・産業都市」中の基本的政策「産業の振興」及び「自然豊かで快適な環境・利便都市」中の基本的政策「都心部まちづくりの推進」に位置付けられている。

②姫路市都市計画マスタープラン(平成27年3月策定)

「姫路市都市計画マスタープラン」では、都心部におけるにぎわいの創出と活力の増大等、既成市街地の整備・改善を進めることとされており、JR姫路駅周辺の高次都市機能の集積、都心部の居住環境や利便性の向上を図っている。

③姫路市立地適正化計画(平成29年3月策定)

中心市街地は、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点として「中心拠点」に位置付けられている。中心拠点は、商業施設や医療施設等の市民生活のために必要な施設を一定規模以上確保し、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も位置付けている。

④特別史跡姫路城跡整備基本計画(平成23年3月策定)

「特別史跡姫路城跡整備基本計画」は、姫路城跡及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーンにおける保存管理、整備・活用及び景観誘導について、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」に掲げる理念を具体化することを最大の目的に策定されている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」に記載